



◎岡山県規則第五十二号

岡山県消費生活センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県消費生活センター規則の一部を改正する規則

岡山県消費生活センター規則（昭和四十五年岡山県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「午後五時」を「午後四時三十分」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十三号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三環境管理課の部14の項1中「第12条の2第2項」を「第26条第2項」に改める。

別表第三農産課の部6の項1中「第8条」を「第17条」に改め、同項2中「第13条」を「第29条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

◎岡山県告示第六百四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	玉野H〇七六一二
二六インチ ピンク	一台	玉野H〇〇六三二
二六インチ ベージュ	一台	岡山南H一九三三九
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 紫	一台	岡山南H七六四九四

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年八月九日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

# 平成30年11月30日 岡山県公報 第12047号

〔五五一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

井原地区 宇戸谷工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成三十年十一月三十日から同年十二月二十一日まで

四 縦覧の場所

井原市役所

〔五五二〕平成三十年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。  
平成三十年十一月三十日

受験番号

一

五

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔五五三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十一月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市玉島阿賀崎地内から浅口市金光町大谷地内まで

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成三十年十二月七日から同月二十一日まで

〔五五四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画都市高速鉄道を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができるとができる。

平成三十年十一月三十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画都市高速鉄道

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市水島海岸通二丁目の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年十二月七日から同月二十一日まで



〔五五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字上谷九一六一二、九一六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目二四一七プチハウスD棟

黒瀬 年将

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇八号

〔五五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六一〇、六二六一一、六二六一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一九三五―二リバーサイド早島B二〇二

浅越 啓介

浅越 美貴

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇〇号

# 平成30年11月30日 岡山県公報 第12047号

〔五五七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

多機能赤外分光分析システム 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年九月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

五 落札金額

三六、八九二、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七三二、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年八月十七日

# 平成30年11月30日 岡山県公報 第12047号

〔五五八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

スクールバス（車椅子利用無し） 三台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年十月十八日

四 落札者の氏名及び住所

岡山三菱ふそう自動車販売株式会社

岡山市中区兼基二七番地の一

五 落札金額

六九、〇一二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一一二、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年九月七日

# 平成30年11月30日 岡山県公報 第12047号

〔五五九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

スクールバス（車椅子利用有り） 三台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十年十月十八日

四 落札者の氏名及び住所

岡山三菱ふそう自動車販売株式会社

岡山市中区兼基二七番地の一

五 落札金額

七〇、〇九二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一九二、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年九月七日

〔五六〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気

使用予定電力量七六、六四九、六六一キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成三十一年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁財務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年十一月二十一日

五 落札者の氏名及び住所

日立造船株式会社

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八九号

六 落札金額

一、一六八、七三四、九八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八六、五七二、九六一円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十月九日

◎岡山県選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年十一月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第二十六支部

岡崎 隆

村上孝次

岡山市東区瀬戸町笹岡一二八四―三

〇 平成三〇・一〇・一五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

岡山県の発展を考える会

高田有美

高田有美

倉敷市北畝五一七―五二

平成三〇・一〇・一〇

平元道隆後援会

平元道隆

平元智子

岡山市南区豊成三―二―二六

〃 一〇・一六

宮崎まさお岡山県後援会

重森計己

片岡郁雄

〃 中区八幡東町一六―五

〃 一〇・一五

森本宏子後援会

森本宏子

森本由彦

玉野市永井一九八二―一

〃 一〇・一六

◎岡山県選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年十一月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

立憲民主党岡山県連合

高井崇志 主たる事務所の所在地

岡山市北区野田三―五―八安井ビル二〇 岡山市北区野田二―七―二二―一〇―一

平成三〇・一〇・一五

三号

”

”

会計責任者の氏名

羽場頼三郎

井上信也

”

”



◎岡山県選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年十一月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

坪井ともこ応援する会

大原 天津夫

平成三〇・一〇・二五

TKC平沼赳夫政経研究会

神崎 信輔

〃 八・三一

◎岡山県選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年十一月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
平元道隆	岡山市議会議員	平元道隆後援会	岡山市南区豊成三十二一二六	平成三〇・一〇・一六
森本宏子	玉野市議会議員	森本宏子後援会	玉野市永井一九八二一一	” ”

◎岡山県選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年十一月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
千田昌寛	千田まさひろ後援会	公職の種類	倉敷市議会議員	岡山県議会議員	平成三〇・一〇・一八

◎岡山海区漁業調整委員会公示第六号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十九回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年十一月三十日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

平成三十一年一月二十五日(金)

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL(〇八六)二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 海面区画漁業権の免許について

第三号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第四号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について